

第7期知多市障がい福祉計画

令和6年度～令和8年度

令和6年2月

知 多 市

目 次

第1章 計画の位置付け	1
第1節 計画の位置付け	1
1 根拠法令と計画の性格	1
2 他の計画との関係	1
第2節 計画期間	2
第2章 計画内容	3
第1節 基本的理念	3
第2節 計画策定における基本的な考え方	6
1 障害福祉サービスの提供体制の確保	6
2 相談支援体制の提供体制の確保	6
3 障がい児支援の提供体制の確保	7
第3節 知多市の設置機関と相互連携方針	8
1 知多市の設置機関	8
2 相互連携方針	10
第4節 令和8年度までに目指す数値目標の設定	12
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	12
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	12
3 地域生活支援の充実	13
4 福祉施設から一般就労への移行等	14
5 障がい児支援の提供体制の整備等	15
6 相談支援体制の充実・強化等	16
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	17
第5節 自立支援給付	18
1 訪問系サービス	18
2 日中活動系サービス	21
3 居住系サービス	25
4 相談支援	27
第6節 障がい児支援	29
1 障害児通所支援	29
2 障害児相談支援	33
3 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	34
4 その他の支援	35
第7節 地域生活支援事業	37
1 理解促進研修・啓発事業	37
2 自発的活動支援事業	37
3 相談支援事業	38
4 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業	42
5 情報・意思疎通支援事業	43
6 日常生活用具給付等事業	44
7 手話奉仕員養成研修事業	45
8 移動支援事業	46
9 地域活動支援センター事業	48
10 その他の任意事業	49

第1章 計画の位置付け

第1節 計画の位置付け

1 根拠法令と計画の性格

本計画は、「第7期知多市障がい福祉計画」に、「第3期知多市障がい児福祉計画」を含め、一体の計画として策定します。

第7期知多市障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画として、令和8年度までの目標及び障害福祉サービス等の見込量について定めるものです。

第3期知多市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画として、令和8年度までの障害児通所支援及び障害児相談支援等の提供体制の確保、円滑な実施に関する計画を定めるものです。

第7期知多市障がい福祉計画及び第3期知多市障がい児福祉計画は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即して、障がいのある人又は障がいのある児童の地域生活を支援するための障害福祉サービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの提供体制の確保を図るための計画であり、第4次知多市障がい者計画の実施計画に当たる計画です。

2 他の計画との関係

本計画は、本市における地域づくりの方向性を示す第6次知多市総合計画の分野別計画に当たります。

また、上位計画である第4次知多市地域福祉計画及び第4次知多市障がい者計画、関連計画である高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等や国・県の関連計画と整合性を図りつつ、障がい者福祉の視点から施策を推進する計画として策定します。

第2節 計画期間

第7期知多市障がい福祉計画の計画期間は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を最終年度とする3年間です。

◆計画の期間

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第6次知多市総合計画（～令和11年度）								
第4次知多市地域福祉計画								
第3次知多市障がい者計画			第4次知多市障がい者計画					
第5期知多市障がい福祉計画 （第1期知多市障がい児福祉計画）			第6期知多市障がい福祉計画 （第2期知多市障がい児福祉計画）			第7期知多市障がい福祉計画 （第3期知多市障がい児福祉計画）		

第2章 計画内容

第1節 基本的理念

国は、基本指針の中で、次のとおり7つの基本的理念（要旨）を示しています。

本市においてもこの理念に配慮し、障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえた上で、今後の障がい福祉施策を推進します。

1 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

2 実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がいのある人が地域で障害福祉サービスを受けることができるようにするため、市を実施主体の基本とします。また、障害福祉サービスの対象範囲を、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等とし、障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施及び充実を図ります。

また、発達障がいのある人及び高次脳機能障害のある人についても、精神障がい者に含まれるものとして、障害者総合支援法に基づく給付対象となっているため、引き続きその旨の周知を図ります。

3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、施設入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりやNPO等によるサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

また、地域生活への移行や自立等に係る相談、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受入対応体制の確保、人材の専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等を整備するとともに、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。

なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センター¹のそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携の確保が必要です。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組を推進し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態を踏まえながら、包括的な支援体制の構築の推進に取り組めます。

5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、その健やかな育成を支援するため、障がい児及びその家族に対し、早期から身近な地域で支援できるよう、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、地域の支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

¹ 基幹相談支援センター…障がいのある人の地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を地域の実情に応じて行います。

6 障害福祉人材の確保・定着

将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。

そのため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職場の処遇改善等による職場環境の整備や障がい福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、事務の効率化に関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

7 障がいのある人の社会参加を支える取組定着

障がいのある人の地域における社会参加を促進するためには、多様なニーズを踏まえて支援し、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要です。

文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのため
の環境整備に留意しながら、障がいのある人が文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚に障がいのある人等の読書環境の整備を推進します。

さらに、障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、デジタル担当等の関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、ICT活用等の促進を図ります。

第2節 計画策定における基本的な考え方

国は、基本指針の中で、障害福祉サービスの提供体制の確保、相談支援の提供体制の確保、障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方について、その項目を次のように示しています。国が示した基本指針に準じて、目標を設定し、計画的な整備を行います。

1 障害福祉サービスの提供体制の確保

(1) 全国で必要とされる訪問系サービスの保障

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 重度障害者等包括支援

(2) 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

- ・ 療育介護
- ・ 生活介護
- ・ 短期入所
- ・ 自立訓練
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援
- ・ 就労定着支援
- ・ 地域活動支援センター

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

(5) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者等に対する支援体制の充実

(6) 依存症対策の推進

2 相談支援体制の提供体制の確保

(1) 相談支援体制の充実・強化

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

(3) 発達障がいのある人に対する支援

(4) 協議会の活性化

3 障がい児支援の提供体制の確保

(1) 地域支援体制の構築

児童発達支援センターにおける次の中核的支援機能を踏まえた重層的な支援体制の整備

- ・幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ・地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ²・コンサルテーション³機能
- ・地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- ・地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

(3) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

- ・重症心身障がい児及び医療的ケア児への支援体制
- ・強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい児への支援体制
- ・虐待を受けた障がい児への支援体制

(5) 障害児相談支援の提供体制の確保

² スーパーバイズ…福祉施設や福祉機関で個別事例に対応する援助者に、援助のあり方等をより具体的に指導することをいいます。

³ コンサルテーション…異なる専門性を持つ複数の者が、援助対象である問題状況について検討し、より良い援助のあり方等について話し合うことをいいます。

第3節 知多市の設置機関と相互連携方針

障がいのある人に対する総合的なサービスを提供するためには、保健、医療、福祉、教育、雇用、建設など広範な分野における各種施策の相互連携と関係機関のネットワーク化が重要です。

また、国、県はもとより、近隣市町、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、医療機関、福祉施設、地域住民などとの連携も不可欠です。そこで、各機関の特性を踏まえた連携方針を示します。

1 知多市の設置機関

(1) 知多市障がい者相談支援センター

知多市障がい者相談支援センターは、地域の障がい福祉に関する様々な問題について、障がいのある人などからの相談に対し、情報の提供及び助言など必要な支援をする「障害者相談支援事業」を行うとともに、平成30年度からは、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門性を有する相談員を配置するなど、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である「基幹相談支援センター」としての機能を持っています。障がい者相談支援センターの主な機能は、次のとおりです。

- ア 総合相談・専門相談
- イ 地域移行・地域定着
- ウ 権利擁護・虐待防止
- エ 地域の相談支援体制の強化の取組

(2) 知多市障がい児相談支援事業所

知多市障がい児相談支援事業所は、相談員が、児童の障害福祉サービスの支給決定に必要な利用計画を作成するほか、障がいや発達に遅れのある児童の生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。平成30年度まで、知多市児童発達支援センター（やまもも園）が在園児の計画を作成する相談支援事業所を併設していましたが、在園児以外の18歳未満の児童に対しての相談を受けるため、保健センター2階に相談事業を移転し、平成31年4月1日に事業を開始しました。障がい児相談支援事業所の主な機能は、次のとおりです。

- ア サービス利用の計画の作成
- イ サービス利用等に関する調整会議
- ウ 必要な情報の提供や助言

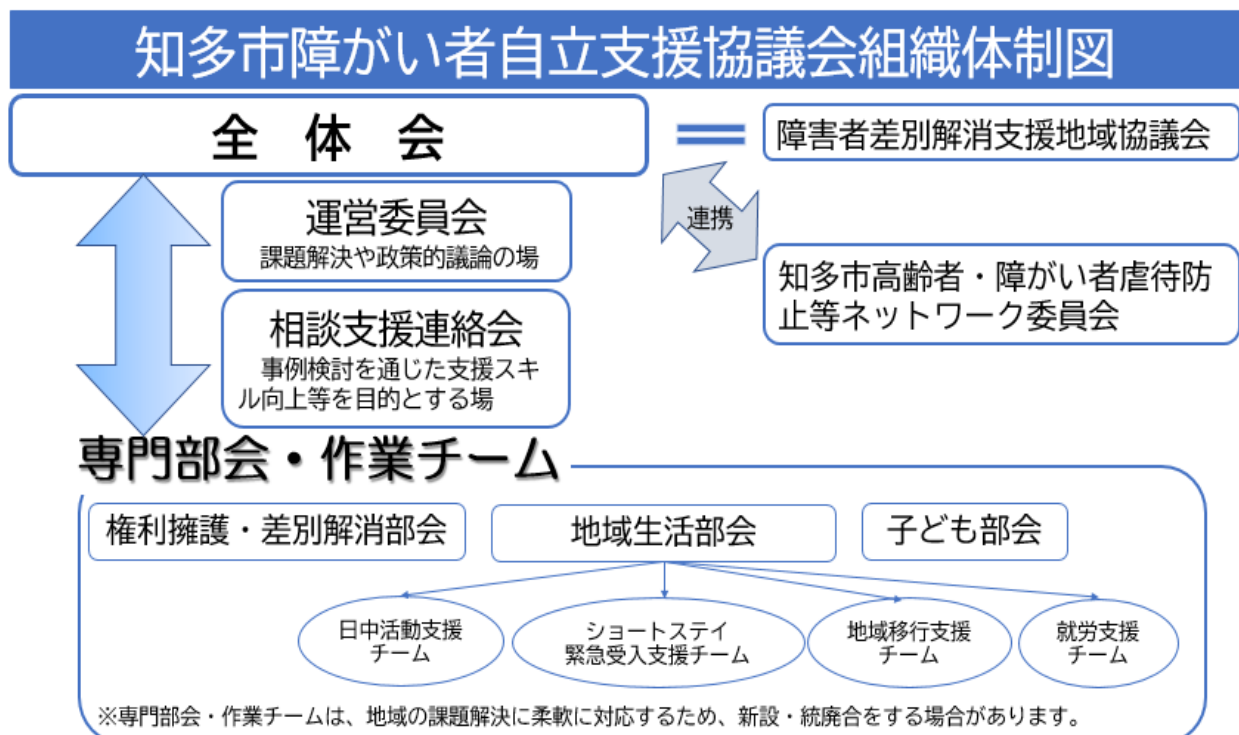
(3) 知多市障がい者自立支援協議会

知多市障がい者自立支援協議会は、障がいのある人などへの支援体制の整備を図るため、地域の実情に応じた整備について協議を行う場です。

障がい者自立支援協議会は、障がいの当事者や家族、権利擁護機関、相談支援事業等障害福祉サービスを担う関係者、保健・医療機関、地域福祉関係者、療育・教育機関、雇用関係機関、職員で構成しています。障がい者自立支援協議会の主な機能は、次のとおりです。

- ア 障害者相談支援事業の運営評価
- イ 困難事例への対応のあり方に係る協議及び調整
- ウ 地域の関係機関によるネットワークの構築に向けた協議
- エ 地域の社会資源の開発及び改善
- オ 障がい福祉等に関する計画の具現化に向けた協議
- カ 障がい者の差別解消の推進

また、この障がい者自立支援協議会を効果的に機能させるため、課題解決や政策的議論の場である運営委員会や必要な資料の収集、調査及び研究を行う専門部会を設置しています。



2 相互連携方針

(1) 保健、医療と福祉

保健、医療、福祉の連携を推進するため、保健所、保健センター、医療機関、社会福祉法人、NPO、福祉施設等との連携を強化します。

(2) 教育と保健、医療、福祉

障がいの予防や早期発見、障がいのある未就学の児童の早期療育のため、教育委員会、保健所、保健センター、医療機関、障がい者相談支援センター、子育て総合支援センター、児童発達支援センター、社会福祉法人、NPO、幼稚園、保育園、福祉施設等の連携を強化します。

また、必要に応じて本人、保護者、教職員、医療関係者、福祉関係者などの意見交換会や情報交換会などを開催します。

特別支援学校、特別支援学級などの教育支援について、障がい者相談支援センターなどとの連携を図ります。

(3) 雇用と教育、福祉

一般雇用が困難な人の福祉的就労を促進するとともに、就労移行支援事業の利用者など一般雇用を目指す人には、民間企業、公共職業安定所、知多地域障害者就業・生活支援センター等と連携を図り、支援します。

また、特別支援学校等の卒業者の職業指導、進路指導などについては、民間企業、公共職業安定所、教育委員会、福祉関係機関が連携して進めます。

(4) 県及び近隣市町との連携

障がいのある人を対象とする施策については、本市単独では対応できないものが多く、様々なサービスを展開する上でも、県との協力体制の充実を図る必要があります。現在、県の主導によって、知多地域圏域と相談支援事業者の連絡会議が定期的に行われており、今後とも密接な連携に努めます。

福祉施策については、近隣市町との連携が大切であり、判断能力の不十分な人の権利擁護を推進するため、成年後見利用促進事業を知多地域4市5町が共同でNPO法人に業務を委託して実施しています。このほかにも、肢体不自由児通園、医療的ケア児支援などについて、こうした協力関係を維持し、連携を深めるとともに、知多半島障害保健福祉圏域などでも広域調整を行っていきます。

(5) 関係団体などとの連携

地域共生社会の実現に向け、障がい者団体、ボランティアグループ、NPO、医師会、歯科医師会、薬剤師会、経済団体、民間企業、医療機関、社会福祉協議会などとの連携強化に努めます。

また、障がいのある人ができる限り住み慣れた場所で安心して暮らし続けるには、地域福祉の推進が重要です。そのため、今後も社会福祉協議会と共に、地域との連携と地域福祉活動の推進に努めます。

第4節 令和8年度までに目指す数値目標の設定

各数値目標は、国の基本指針に即して、これまでの取組をさらに推進するものとなるよう、障がい福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、本計画期間において、「令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行すること」、「令和4年度末時点の施設入所者の5%以上削減すること」を目標として設定しています。

本市では、地域の実情を踏まえ、地域生活移行者数の目標を3人、入所者数の削減目標を2人と設定します。

令和4年度末実績	令和4年度末時点の入所者数	37人
目標値	令和8年度末までの施設入所者の地域生活移行者数	3人
目標値	令和8年度末までの施設入所者の削減見込人数	2人

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組み、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することとしています。

また、令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）について、都道府県における基盤整備量を勘案して、設定するものとしています。

本市では、地域の実情を踏まえ、長期入院患者数の削減目標を1人と設定します。

目標値	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回/年
目標値	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	18人
目標値	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回/年

令和4年度末実績	令和4年度末時点の長期入院患者数	48人
目標値	令和8年度末までの長期入院患者の削減見込人数	1人

3 地域生活支援の充実

国の基本指針では、地域生活支援拠点等について、令和8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置や支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえて運用状況を検証及び検討することとしています。

また、強度行動障害を有する障がいのある人の支援体制の充実を図るため、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることとしています。

本市では、複数の機関が分担して地域生活支援拠点の機能を担う面的整備を進め、市全体を1か所として整備しており、障がい者自立支援協議会の部会活動を通じて、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を図っていきます。

また、地域生活支援拠点等の運用状況について、障がい者自立支援協議会において検証を行うとともに、強度行動障害を有する障がいのある人の状況及び支援ニーズを把握し、関係機関の連携により支援体制の整備を進めます。

なお、本市においては、障害支援区分⁴が3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が、10点以上（障がいのある児童にあってはこれに相当する支援の度合）である人を、強度行動障害を有する障がいのある人と定義します。

目標値	地域生活支援拠点等を整備	整備継続
目標値	地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置人数	1人
目標値	地域生活支援拠点等の機能充実のための効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築	構築
目標値	地域生活支援拠点等の支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討	1回/年
目標値	強度行動障害を有する障がいのある人に関する地域の関係機関が連携した支援体制を整備	整備継続

⁴ 障害支援区分…障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、最も支援の度合が低い区分1から区分6まであります。

4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設から一般就労への移行について、就労移行支援事業等の利用を経て、「福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する年間延べ人数が、令和8年度には3年度の1.28倍以上になること」を目標として設定し、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業について、それぞれ一般就労に移行する者の目標値を定めることとしています。

また、障がいのある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとしています。就労定着支援事業の利用者数は、「令和3年度の1.41倍以上」を基本とし、就労定着支援事業の就労定着率は、「就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする」ことを目標値として定めています。

本市では、地域の実情を踏まえ、令和8年度において、福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する年間延べ人数を21人と設定します。また、就労移行支援事業による一般就労移行者数を12人、就労継続支援A型事業による一般就労移行者数を3人、就労継続支援B型事業による一般就労移行者数を6人と設定します。

また、一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数を24人、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合を2割5分以上と設定します。

令和3年度実績	令和3年度の年間一般就労移行者数	16人
目標値	令和8年度の年間一般就労移行者数	21人
目標値	就労移行支援事業による一般就労移行者数	12人
目標値	就労継続支援A型事業による一般就労移行者数	3人
目標値	就労継続支援B型事業による一般就労移行者数	6人
目標値	一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の割合	5割以上

令和3年度実績	令和3年度の年間就労定着支援事業の利用者数	17人
目標値	就労定着支援事業の利用者数	24人
目標値	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合	2割5分以上

5 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、障がいのある児童に対する重層的な地域支援体制の構築を目指し、令和8年度末までに、「児童発達支援センターを1か所以上設置」、「障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築」することを目標として設定しています。

また、重症心身障がい児や医療的ケア児支援のため、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保」、「各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置」することを目標として設定しています。

本市では、市直営の児童発達支援センター（やまもも園）を設置し、通所支援や地域支援を実施しています。児童発達支援センターを始めとする障害児通所支援事業所等と連携・協力しながら支援を行うことができるよう、障がい者自立支援協議会子ども部会において、情報共有や事例検討などを実施します。

また、重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービス事業所は市内に2か所あります。児童発達支援センター及び児童発達支援事業所での重症心身障がい児の受入れを含め、引き続き圏域での施設利用協定等に基づき支援の確保に努めるとともに、受入れ意向を有する事業者の把握に努め、情報提供を行うなど事業者の参入を促していきます。

引き続き、医療的ケア児支援のため、関係機関が連携を図るための協議の場として、障がい者自立支援協議会に子ども部会を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

目標値	令和8年度末までに、児童発達支援センターを設置	1か所設置継続
目標値	令和8年度末までに、地域社会への参加・包容を推進する体制を構築	構築
目標値	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保	1か所以上確保
目標値	令和8年度末までに、医療的ケア児支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	協議の場設置継続 コーディネーターの配置継続

6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う「基幹相談支援センターを設置する」ことを基本としています。そして、地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保として、「基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数」、「地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数」、「地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数」、「個別事例の支援内容の検証の実施回数」、「基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の設置数」を目標として設定しています。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、取組に必要な協議会の体制を確保することとしています。

本市では、障がい者相談支援センターが、障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。また、相談支援連絡会において個別事例の検討等を行うとともに、障がい者自立支援協議会の各部会で研修会を開催し、市内の相談員の知識や資質の向上に努めます。

目標値	基幹相談支援センターの設置の有無	設置継続
目標値	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所等に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12件／年
目標値	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所等の人材育成の支援件数	30件／年
目標値	基幹相談支援センターによる地域の相談機関等との連携強化の取組の実施回数	20回／年
目標値	基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	15回／年
目標値	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数	1人
目標値	個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善を行うために必要な協議会の体制を確保	確保

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、「都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数」、「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数」を設定し、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを目標としています。

また、障害者自立支援支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を作ることで、適正な事業所運営及び質の向上につなげる必要があります。

本市では、障害者総合支援法の理解を促進するため、県や事業者などが行う障害福祉サービス等に係る研修に積極的に参加するとともに、知多半島圏域の会議においても、5市5町で情報連携を密にすることで、適切にサービスを提供できるよう努めます。また、審査支払チェックシステムの活用に加え、障がい者自立支援協議会において審査結果を共有するなど、体制の強化を推進します。

目標値	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加者数	10人／年
目標値	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	12回／年

第5節 自立支援給付

1 訪問系サービス

訪問系サービスは、次の5つです。

なお、県の算定をもとに、本市の令和8年度末の精神科病棟における長期入院患者の地域移行に伴う福祉サービス等の利用者を、65歳以上で13人、65歳未満で11人と定めます。この利用者数も勘案し、障害福祉サービスの利用量を見込みます。

- ・居宅介護 …自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護を行う身体介護と通院介助及び家事援助を行います。
- ・重度訪問介護 …重度の肢体不自由者又は重度の知的障がいなどにより、行動上著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人に自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援など総合的支援を行うとともに、病院に入院している人などに、意思疎通の支援などを行います。
- ・同行援護 …視覚障がいのある人の外出などの支援を行います。
- ・行動援護 …自己判断能力が制限されている人が行動するときの危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
- ・重度障害者等包括支援 …介護の必要性が非常に高い人への、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

<訪問系サービスの実績>

◆居宅介護の実績

(単位：人、時間)

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
身体介護 (通院介助を含む)	人数	80	77	89	
	時間数	13,561.5	13,991.0	15,914.0	
内 訳	身体障がい者	人数	16	17	22
		時間数	5,245.0	5,731.0	6,494.0
	知的障がい者	人数	32	30	31
		時間数	3,556.5	3,927.0	4,390.5
	精神障がい者	人数	24	25	29
		時間数	2,285.5	2,257.0	2,832.0
	難病	人数	0	0	0
		時間	0	0	0
	障がい児	人数	8	5	7
		時間数	2,474.5	2,076.0	2,197.5
家事援助		人数	24	22	18
		時間数	2,040.5	1,765.75	1,679.5
内 訳	身体障がい者	人数	7	7	5
		時間数	908.0	894.5	880.0
	知的障がい者	人数	9	6	5
		時間数	814.25	505.25	456.0
	精神障がい者	人数	8	9	8
		時間数	318.25	366.0	343.5
	難病	人数	0	0	0
		時間	0	0	0
	障がい児	人数	0	0	0
		時間数	0	0	0
合 計		人数	104	99	107
		時間数	15,602.0	15,756.75	17,593.5

※人数は各年度10月実績、令和5年度の時間数は見込み

◆重度訪問介護の実績

(単位：人、時間)

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度訪問介護	人数	1	2	3
	時間数	4,913.5	6,487.0	6,333.0

※人数は各年度10月実績、令和5年度の時間数は見込み

◆同行援護の実績

(単位：人、時間)

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
同行援護	人数	8	8	9
	時間数	570.0	706.0	537.0

※人数は各年度10月実績、令和5年度の時間数は見込み

◆行動援護の実績

(単位：人、時間)

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動援護	人数	15	20	24
	時間数	3,192.5	3,722.5	3,972.0
内 訳	知的障がい者	人数	15	20
		時間数	3,192.5	3,722.5
	精神障がい者	人数	0	0
		時間数	0	0
	障がい児	人数	0	0
		時間数	0	0

※人数は各年度10月実績、令和5年度の時間数は見込み

※行動援護は身体障がい者を含まない

<訪問系サービスの方策と見込量>

訪問系サービスは、地域での自立した生活に欠かせないものです。今後の利用見込量については、利用者、利用時間共に伸びていくと予測されるため、サービス提供事業者や相談支援事業所との連携を密にして、必要なサービスが提供できるよう努めます。

◇訪問系サービスの見込量

種 別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用量/年(時間)	16,090	16,267	16,445
	利用量/月(時間)	1,341	1,356	1,370
	実利用者数/月(人)	106	106	106
	市内事業所数(か所)	11	11	11
重度訪問介護	利用量/年(時間)	6,333	8,444	8,444
	利用量/月(時間)	528	704	704
	実利用者数/月(人)	3	4	4
	市内事業所数(か所)	8	8	8
同行援護	利用量/年(時間)	537	604	604
	利用量/月(時間)	45	50	50
	実利用者数/月(人)	8	9	9
	市内事業所数(か所)	4	4	4
行動援護	利用量/年(時間)	4,138	4,303	4,303
	利用量/月(時間)	345	359	359
	実利用者数/月(人)	25	26	26
	市内事業所数(か所)	2	2	2
重度障害者等 包括支援	利用量/年(時間)	0	0	0
	利用量/月(時間)	0	0	0
	実利用者数/月(人)	0	0	0
	市内事業所数(か所)	0	0	0
合 計	利用量/年(時間)	27,098	29,618	29,796
	利用量/月(時間)	2,259	2,469	2,483
	実利用者数/月(人)	142	145	145
	市内事業所数(か所)	25	25	25

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、次の7つです。

- ・生活介護 …常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
- ・自立訓練 …自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を実施します。機能訓練、生活訓練があります。
- ・就労移行支援 …一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施します。
- ・就労継続支援 …一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施、A型(雇用型)とB型(福祉就労型)があります。
- ・就労定着支援 …就労移行支援などの利用を経て、一般就労に移行したものの、環境変化によって生活面の課題が生じている人に、課題解決に向けて、企業や関係機関との連絡調整や指導・助言等の支援をします。
- ・療養介護 …医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援をします。(医療機関への入院と併せて実施)
- ・短期入所 …自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを実施します。

<日中活動系サービスの実績>

◆生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の実績（単位：人）

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護		174	187	175
内 訳	身体障がい者	17	19	17
	知的障がい者	155	167	157
	精神障がい者	2	1	1
自立訓練（機能訓練）		0	1	1
内 訳	身体障がい者	0	1	1
	知的障がい者	0	0	0
	精神障がい者	0	0	0
自立訓練（生活訓練）		3	5	4
内 訳	身体障がい者	0	0	0
	知的障がい者	0	0	0
	精神障がい者	3	5	4
就労選択支援		—	—	—
内 訳	身体障がい者	—	—	—
	知的障がい者	—	—	—
	精神障がい者	—	—	—
	難病患者	—	—	—
就労移行支援		43	38	27
内 訳	身体障がい者	2	1	1
	知的障がい者	14	9	7
	精神障がい者	27	28	19
就労継続支援A型		34	33	30
内 訳	身体障がい者	10	8	8
	知的障がい者	5	6	4
	精神障がい者	19	19	18
	難病患者	0	0	0
就労継続支援B型		139	149	138
内 訳	身体障がい者	22	24	20
	知的障がい者	50	55	48
	精神障がい者	66	69	69
	難病患者	1	1	1
就労定着支援		17	17	16
内 訳	身体障がい者	2	1	0
	知的障がい者	3	5	5
	精神障がい者	12	11	11
	難病患者	0	0	0

※令和5年度は見込み

◆療養介護の実績

（単位：人）

種 別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	3	3	2

※令和5年度は見込み

◆短期入所（福祉型）の実績 （単位：日）

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所（福祉型）		2,594	2,967	2,988
内 訳	身体障がい者	570	752	730
	知的障がい者	1,636	1,716	1,662
	精神障がい者	0	0	0
	障がい児	388	499	596

※令和5年度は見込み

◆短期入所（医療型）の実績 （単位：日）

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所（医療型）		186	191	292
内 訳	身体障がい者	0	0	0
	知的障がい者	0	89	116
	精神障がい者	0	0	0
	障がい児	186	102	176

※令和5年度は見込み

<日中活動系サービスの方策と見込量>

障害者総合支援法では、施設から地域への移行を進めるとともに、日中活動系サービスの希望者へのサービス提供の保障を掲げています。このため、施設形態も日中と夜間に分離させ、今まで施設が利用できなかった人も利用できるよう、より柔軟な対応が可能となりました。

本市では、社会福祉法人に運営を委託し、障がい者活動センターやまもも第2において、主に知的障がい者を対象に生活介護、就労継続支援B型の事業を実施しています。また、利用者の利便向上のため、送迎バスの運行費用の支援を行っています。特別支援学校の卒業生が今後も増える見込みのため、既存施設の定員増が利用者や運営に与える影響等を今後検討していく必要があります。

また、現在、精神障がい者を主な対象として、就労継続支援B型の事業を実施する社会福祉法人の運営を東海市、常滑市とともに支援しており、引き続き、今後の利用状況を注視していきます。

今後も引き続き、これらの施設の運営体制を支援し、利用者の状況にあわせたサービスが提供されるよう努めます。

一方、家族と地域で生活している人には、介護者が病気の時などの一時的な生活の場として、短期入所事業の利用が必要です。今後も利用の促進を図るとともに、支援方法を検討していきます。

◇生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援の見込量

種 別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用量／年（日）	40,007	41,087	42,196
	利用量／月（日）	3,334	3,424	3,516
	実利用者数／月（人）	190	195	200
	市内事業所数（か所）	6	6	6
自立訓練（機能訓練）	利用量／年（日）	0	0	0
	利用量／月（日）	0	0	0
	実利用者数／月（人）	0	0	0
	市内事業所数（か所）	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用量／年（日）	315	394	394
	利用量／月（日）	26	27	27
	実利用者数／月（人） （うち精神障がい者）	4 (4)	5 (5)	5 (5)
	市内事業所数（か所）	0	0	0
就労選択支援	利用量／年（日）	－	25	25
	利用量／月（日）	－	5	5
	実利用者数／月（人）	－	5	5
	市内事業所数（か所）	－	1	1
就労移行支援	利用量／年（日）	5,157	5,402	5,648
	利用量／月（日）	430	450	471
	実利用者数／月（人） （うち精神障がい者）	42 (28)	44 (29)	46 (30)
	市内事業所数（か所）	1	1	1
就労継続支援（A型）	利用量／年（日）	6,919	7,142	7,366
	利用量／月（日）	577	595	614
	実利用者数／月（人）	31	32	33
	市内事業所数（か所）	0	0	0
就労継続支援（B型）	利用量／年（日）	25,110	25,441	25,771
	利用量／月（日）	2,093	2,120	2,148
	実利用者数／月（人）	152	154	156
	市内事業所数（か所）	6	6	6
就労定着支援	利用量／年（日）	192	214	257
	利用量／月（日）	16	18	21
	実利用者数／月（人） （うち精神障がい者）	18 (12)	20 (14)	24 (16)
	市内事業所数（か所）	0	0	0

※就労継続支援でA型は雇用型、B型は非雇用型

◇療養介護の見込量

種 別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	実利用者数／月（人）	2	2	2
	市内事業所数（か所）	0	0	0

◇短期入所の見込量

種 別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所（福祉型）	利用量／年（日）	3,093	3,299	3,505
	利用量／月（日）	258	275	292
	実利用者数／月（人）	75	80	85
	市内事業所数（か所）	2	2	2
短期入所（医療型）	利用量／年（日）	334	375	417
	利用量／月（日）	28	31	35
	実利用者数／月（人）	8	9	10
	市内事業所数（か所）	0	0	0

3 居住系サービス

居住系サービスは、次の3つです。

- ・ 自立生活援助 …施設やグループホーム等を利用していた人でひとり暮らしを希望する人に、定期的に訪問して日常生活の課題の確認や助言、連絡調整等を行うほか、訪問・電話・メール等による随時の対応も行います。
- ・ 共同生活援助 …共同生活を行う住居で、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の（グループホーム）介護、相談や日常生活の援助を受けます。日中は、就労するか、生活介護、就労継続支援などのサービスを利用します。
- ・ 施設入所支援 …利用者は施設で生活し、夜間や休日に入浴、排せつ、食事などの介護を受けます。日中は、生活介護などのサービスを利用します。

<居住系サービスの実績>

◆自立生活援助の実績

（単位：人）

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助		0	0	0
内 訳	身体障がい者	0	0	0
	知的障がい者	0	0	0
	精神障がい者	0	0	0

※令和5年度は見込み

◆共同生活援助の実績

(単位：人)

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助		81	85	85
内 訳	身体障がい者	2	3	4
	知的障がい者	65	66	66
	精神障がい者	14	16	15

※令和5年度は見込み

◆施設入所支援の実績

(単位：人)

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援		35	37	36
内 訳	身体障がい者	8	9	7
	知的障がい者	27	28	29
	精神障がい者	0	0	0

※令和5年度は見込み

<居住系サービスの方策と見込量>

地域生活の基盤となる地域での受入体制の充実は、施設入所や入院から地域生活への移行を目指す人だけではなく、現在、地域で保護者と生活している障がいのある人が、将来も引き続き地域で生活していくためにも重要です。このため、障がいに対する理解を深めていく広報・啓発、日常生活の様々な問題に応える相談支援体制、日中活動の場となる通所施設や生活の場となるグループホームなど、これらの整備・充実が必要です。

自立生活援助は、施設やグループホームから地域でひとり暮らしを希望する障がいのある人等を対象としています。これまでに利用実績はありませんが、障がいのある人の地域移行を進める際には、このサービスの利用を含め、知多地域権利擁護支援センター、障がい者相談支援センター、居宅介護事業所等の関係機関と連携し、その暮らしを支援していきます。

現在、小規模なグループホームの運営については、利用者が通所施設等に通わない土・日曜日の運営に対し、障害者共同生活援助事業費補助金を支給し、県と共に支援しています。

グループホームは、今後も地域生活の最も中心的な役割を果たす施設であり、その整備・充実のための支援について引き続き検討していきます。

◇居住系サービスの見込量

種 別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	実利用者数/月(人) (うち精神障がい者)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	市内事業所数(か所)	0	0	0
共同生活援助	実利用者数/月(人) (うち精神障がい者)	99 (16)	101 (17)	104 (18)
	市内事業所数(か所)	8	8	8
	定員(人)	116	116	116
施設入所支援	実利用者数/月(人)	37	39	42
	市内事業所数(か所)	0	0	0

4 相談支援

相談支援は、次の3つです。

- ・ 計画相談支援 …全てのサービス利用者とその状況、置かれている環境などを
勘案し利用するサービス内容などを定めたサービス利用計画
の策定等を行います。
- ・ 地域移行支援 …福祉施設の入所者や入院中の精神障がい者に、住居の確保、
地域生活の準備や福祉サービスの見学、体験のための外出の
同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する
相談などの支援を行います。
- ・ 地域定着支援 …地域で単身で生活している障がいのある人や、家族の状況な
どにより同居している家族の支援を受けられない障がいのある
人について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起
因して生じた緊急の事態において相談などの支援を行います。

<計画相談支援等の実績>

◆計画相談支援等の実績

(単位：人)

種 別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	254	256	260
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0

※令和5年度は見込み

<計画相談支援等の方策と見込量>

障害者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人などの「施設から地域へ」を支援する地域移行支援事業や、「地域生活の継続」を支援する地域定着支援事業は、障がいのある人が地域で自分らしく暮らすために必要な支援です。

本市では、事業を行う意向を有する事業者に、積極的に情報提供を行い、市内事業所の開設を働きかけていきます。

また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを推進するため、保健、医療及び福祉関係者などにより構成される障がい者自立支援協議会で、支援体制の整備について協議していきます。

◇計画相談支援等の見込量

種 別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実利用者数／年（人）	265	273	284
	実利用者数／月（人）	61	63	66
	市内事業所数（か所）	3	3	3
地域移行支援	実利用者数／年（人） （うち精神障がい者）	12 (12)	12 (12)	12 (12)
	実利用者数／月（人）	1	1	1
	市内事業所数（か所）	1	1	1
地域定着支援	実利用者数／年（人） （うち精神障がい者）	12 (12)	12 (12)	12 (12)
	実利用者数／月（人）	1	1	1
	市内事業所数（か所）	1	1	1

第6節 障がい児支援

1 障害児通所支援

障害児通所支援は、次の4つです。

- ・ 児 童 発 達 支 援 …集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
※令和6年度から、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた未就学の児童を対象とする「医療型児童発達支援」と一元化。
- ・ 放課後等デイサービス …学校に就学しており、授業の終了後又は夏休みなどの休業日に支援が必要と認められる児童に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
- ・ 保 育 所 等 訪 問 支 援 …対象児童が通っている保育所などを訪問して集団生活への適応のための専門的な支援などを行うとともに、児童への支援を通して保育所などへの指導、助言を行います。
- ・ 居宅訪問型児童発達支援 …重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

<障害児通所支援の実績>

◆児童発達支援の実績

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人数/月(人)	95	109	115
	日数/年(日)	11,405	11,759	13,500

※令和5年度は見込み

◆医療型児童発達支援の実績

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	人数/月(人)	0	0	1
	日数/年(日)	0	0	60

※令和5年度は見込み

◆放課後等デイサービスの実績

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	人数/月(人)	163	191	215
	日数/年(日)	24,357	26,617	28,500

※令和5年度は見込み

◆保育所等訪問支援の実績

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	人数/月(人)	26	39	45
	日数/年(日)	405	642	700

※令和5年度は見込み

◆居宅訪問型児童発達支援の実績

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	人数/月(人)	0	0	0
	日数/年(日)	0	0	0

※令和5年度は見込み

◆利用事業所数

(単位：か所)

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援		30	28	25
内 訳	市内	6	6	6
	知多半島圏域	14	14	14
	その他	10	8	5
放課後等デイサービス		53	56	61
内 訳	市内	8	8	10
	知多半島圏域	29	32	35
	その他	16	16	16
保育所等訪問支援		3	5	5
内 訳	市内	2	3	3
	知多半島圏域	1	1	1
	その他	0	1	1

※各年度末現在、令和5年度は見込み

◆サービス種別、主たる障害種別支給決定人数の状況 (単位：人)

	総 数	主たる障害種別内訳							
		知的障がい	肢体不自由	精神障がい	視覚障がい	聴覚・言語障がい	重症心身障がい	発達障がい	発達障がいの疑い
児童発達支援	110	13	0	0	0	0	5	26	66
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	200	27	2	2	0	2	6	128	33
保育所等訪問支援	61	2	0	0	0	0	1	22	36
合 計	371	42	2	2	0	2	12	176	135

※令和5年4月1日現在

※「発達障がい」は、支給決定時に診断名がある場合に計上

※複数のサービスを利用する場合は、それぞれのサービス種別ごとに重複計上

<障害児通所支援の方策と見込量>

児童発達支援については、市直営の児童発達支援センターを設置し、保育所等訪問支援を実施しています。市内には令和5年8月末現在で民間の事業所が9か所あります。

児童発達支援は、ここ数年の実績から、利用量、実利用者数ともに増加する見込みです。

◇児童発達支援の見込量

種 別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用量／年（日）	14,940	16,360	17,980
	利用量／月（日）	1,250	1,370	1,500
	実利用者数／年（人）	174	195	216
	実利用者数／月（人）	132	143	159

放課後等デイサービスは、令和5年8月末現在で市内に民間の事業所が10か所あります。市内及び市外事業所が増加しており、利用量、実利用者数ともに増加する見込みです。

◇放課後等デイサービスの見込量

種 別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	利用量／年（日）	30,830	33,350	36,080
	利用量／月（日）	2,570	2,780	3,000
	実利用者数／年（人）	260	290	320
	実利用者数／月（人）	240	270	300

保育所等訪問支援は、児童発達支援センターが実施しているほか、令和5年8月末現在で民間の事業所2か所が実施しています。保育所や学校への訪問支援のニーズが増加していることから、利用量、実利用者数ともに増加する見込みです。

◇保育所等訪問支援の見込量

種 別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	利用量／年（日）	800	930	1,060
	利用量／月（日）	70	80	90
	実利用者数／年（人）	90	100	110
	実利用者数／月（人）	50	60	70

居宅訪問型児童発達支援は、知多半島圏域に事業所がないことから、令和6年度以降の利用はないと見込んでいます。ただし、利用ニーズは潜在的にあると思われるため、サービス提供に向けて情報収集に努めます。

2 障害児相談支援

障害児相談支援は、次のとおりです。

- ・ 障害児相談支援 …通所支援の支給決定に必要な障害児支援利用計画を保護者が指定障害児相談支援事業所に依頼して作成します。

<障害児相談支援の実績>

◆障害児相談支援の実績

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人数/月(人)	64	78	100

※令和5年度は見込み

◆利用事業所数

(単位：か所)

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援		8	8	8
内 訳	市内	3	3	3
	知多半島圏域	2	2	2
	その他	3	3	3

※各年度末現在、令和5年度は見込み

◆障がい児の計画作成状況

種 別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画作成	343件	318件	395件
(うちセルフプラン)	29件	15件	10件
セルフプランの割合	8.5%	4.7%	2.5%

※令和5年度は見込み

<障害児相談支援の方策と見込量>

保護者自らが作成する利用計画「セルフプラン」の割合は、市直営の障がい児相談支援事業所のほか、2か所の民間事業所が開所したことにより、令和5年8月末現在で2.5%と低くなっています。見込量は、市内及び市外の障害児通所支援事業所の増加を見込んでいます。

◇障害児相談支援の見込量

種 別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	実利用者数/年(人)	450	500	580
	実利用者数/月(人)	115	130	150

3 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児が地域において必要な支援を受けることができるよう、保健、医療、福祉その他支援を行う機関との連絡調整を行うため、医療と福祉をつなぐ医療的ケア児等コーディネーター（「医療的ケア児等」とは、医療的ケア児と重症心身障がい児をいいます。）を配置します。

<医療的ケア児等コーディネーターの配置実績>

◆医療的ケア児等コーディネーターの配置実績

種 別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	3人	5人	6人

※令和5年度は見込み

<医療的ケア児等コーディネーターの配置の方策と見込量>

医療技術の進歩等を背景として、引き続き医療的ケア児は増加傾向にあります。

個々のケースに迅速に対応するため、情報共有の仕方や各機関の役割分担を整理し、多職種が連携した在宅生活の支援体制づくりを進めていく中で、「医療的ケア児等コーディネーター」を配置し、退院後の育児や療育、在宅での生活等の全般に関する相談窓口を明確にします。

◇医療的ケア児等コーディネーターの配置の見込量

種 別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	7人	8人	8人

4 その他の支援

<保育所等及び放課後児童クラブにおける障がい児の受入れの実績>

◆保育所等及び放課後児童クラブにおける障がい児の受入れの実績

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	人数/月(人)	55	69	111
認定こども園	人数/月(人)	0	0	7
放課後児童クラブ	人数/月(人)	15	16	15

※令和5年度は見込み

<保育所等及び放課後児童クラブにおける障がい児の受入れの方策と見込量>

保育所等及び放課後児童クラブにおける障がい児の受入れの体制整備についての見込量は、利用ニーズはあるものの、受入れに当たっての施設改修や保育士・指導員の配置等を必要とするため、現在の受入実績から放課後児童クラブにおいて微増を見込みます。利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができ、保護者の就労も支援できるよう、今後、保育所等及び放課後児童クラブにおける障がい児の受入体制の充実を図ります。

◇保育所等及び放課後児童クラブにおける障がい児の受入れの見込量

種 別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	人数/月(人)	131	131	131
認定こども園	人数/月(人)	7	10	10
放課後児童クラブ	人数/月(人)	20	20	20

<ペアレントトレーニング等の支援プログラム、ペアレントメンター>

発達障がい者等の早期発見・早期支援のため保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング等の支援体制を構築することが重要です。

ペアレントトレーニング事業は、令和5年度から、多様な親子支援事業としてNPO法人に委託して実施しています。今後も利用ニーズの把握に努め、事業を行う意向を有する団体に対して、積極的な情報提供に努めます。

また、県の障害児等療育支援事業において実施される知多半島圏域保護者療育研修会を始めとした支援プログラムや、県の医療療育総合センター等において実施されるペアレントメンター⁵に関する研修の周知を図っていきます。

◇ペアレントトレーニング等の支援プログラムの実施者及びペアレントメンターの見込量

種 別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニング等の支援プログラムの実施者	6人	6人	7人
ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講者	27人	30人	50人
ペアレントメンター	2人	2人	4人

⁵ ペアレントメンター…発達障がいのある子どもを育てる経験をし、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。同じ悩みを抱える保護者に対して、グループ相談や子どもの特性などの情報提供等を行います。

第7節 地域生活支援事業

1 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が地域で暮らすためには、地域住民の理解が必要です。本市では、広報や福祉フェスティバルなどを通じて障がい者福祉に関する理解促進、啓発を行うとともに、社会福祉協議会を支援し、福祉実践教室等を通じて理解促進、啓発を図ります。

◆理解促進研修・啓発事業の実績

種 別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

◇理解促進研修・啓発事業の見込量

種 別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

2 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族の自発的な取組を支援しています。引き続き、県スポーツ大会への参加や障がい者団体が実施する社会参加訓練事業などに対する支援、全国大会等出場者に対する激励金の支給などを実施します。

◆自発的活動支援事業の実績

種 別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

◇自発的活動支援事業の見込量

種 別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

3 相談支援事業

障害者総合支援法では、障がいのある人が障害福祉サービスなどを利用しながら、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、本人、家族及びその介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、権利擁護のための必要な援助として相談支援事業を行うこととしています。

◆相談支援事業の実績

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業		1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター		有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業		有	有	有
住居入居等支援事業		未実施	未実施	未実施

◇相談支援事業の見込量

種 別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業		1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター		有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業		有	有	有
住居入居等支援事業		—	—	—

◆障がい者自立支援協議会の活動実績

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議会における事例検討			
実施回数	11回	8回	10回
参加事業者・機関数	78人	71人	94人
専門部会の設置数	3部会	3部会	3部会
専門部会の実施回数	10回	8回	10回

※令和5年度は見込み

◇障がい者自立支援協議会の活動見込量

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における事例検討			
実施回数	10回	10回	10回
参加事業者・機関数	94人	94人	94人
専門部会の設置数	3部会	3部会	3部会
専門部会の実施回数	10回	10回	10回

(1) 障がい者相談

障がい者相談支援センターを設置し、市内の社会福祉法人とNPO法人に委託して実施しています。また、健康推進課（保健センター）で保健師による相談と精神保健福祉士による「こころの健康相談」を実施するとともに、福祉課窓口などで障がいのある人の様々な相談に応じています。

◆障がい者相談支援センターにおける相談実績

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	13,198件	11,333件	11,500件
相談支援事業実施か所数	1か所	1か所	1か所

※令和5年度は見込み

◇障がい者相談支援センターにおける相談見込量

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数	12,000件	12,000件	12,000件
相談支援事業実施か所数	1か所	1か所	1か所

◆健康推進課（保健センター）における相談実績

種 別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
こころの健康相談	15人	11人	15人
健康なんでも相談（精神分）	327件	409件	400件

※「健康なんでも相談(精神分)」は、面接・電話・訪問による件数

※令和5年度は見込み

◇健康推進課（保健センター）における相談見込量

種 別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
こころの健康相談	15人	15人	15人
健康なんでも相談（精神分）	400件	400件	400件

(2) 障がい児相談

健康推進課（保健センター）は、乳幼児健康診査等の事業で発育発達に遅れや心配のある乳幼児の相談を受けています。また、必要に応じて、子育て総合支援センター、児童発達支援センター、保育園・幼稚園などの支援の場へとつなげます。

障害児通所支援等については子ども若者支援課が、障害福祉サービス等については福祉課が、申請窓口としてサービス利用における相談に応じ、支援を行っています。

◆健康推進課（保健センター）の事業実績

種 別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
くじらの会*	289人	221人	230人
らっこの会*	252人	192人	200人
すくすくクリニック*	40人	32人	35人

※延べ人数、令和5年度は見込み

*くじらの会・らっこの会（幼児健康診査事後指導教室）

子どもの精神発達面や保育面が心配なケースに対して、子どもの発達状況・保育状況を把握し、支援の方向性を決める場とする。また、親が子どもに対して、どのような関わりが必要かを認識できる場を提供する。

*すくすくクリニック（要経過観察児健康診査）

運動・精神発達や発育などの相談に応じ、医療機関など専門機関の情報を提供する場で、対象は未就学児。医師、心理相談員が対応

◆子育て総合支援センターの事業実績

種 別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家庭児童相談件数	6,442件	8,432件	8,500件
（うち発育・発達の相談）	(880件)	(1,159件)	(1,200件)
子育てコーディネーター*相談件数	901件	484件	600件
フォローアップ親子教室*	1,134人	1,056人	1,050人

※延べ件数・人数、令和5年度は見込み

*子育てコーディネーター

平成28年度から子育て総合支援センターに配置。子育ての相談に応じ、個別ニーズを把握し、幼稚園・保育園等の施設や子育て支援等のサービスを円滑に利用できるよう、情報集約・提供、利用支援、専門機関への紹介などを行う相談員

*フォローアップ親子教室

子育てや児童の発達に心配のある親子を対象に、遊び・生活を通して発達を理解し愛着関係を深めるかかわり方を学ぶ教室で、対象は1～2歳児。保育士、臨床心理士、家庭児童相談員が対応

◆児童発達支援センターの事業実績

種 別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
モモの会*	199人	167人	222人
虹色ちたっこ相談*	109人	132人	166人
巡回相談*			114人

※延べ人数、令和5年度は見込み

*モモの会

児童の発達やことばの遅れについての相談や親子で遊びを体験し、発達の時期に合わせた対応や援助を考える機会を提供する療育体験の場で、対象は概ね2歳から就学前まで。保育士、心理士等が対応

*虹色ちたっこ相談（幼児発達支援事業）

集団生活に支援が必要と思われる児童の就学移行相談。保護者や園からの依頼により、市内保育園・幼稚園を巡回する相談事業で、医療や専門機関、就学時相談等へつながる機会にする。対象は年長児・年中児。発達相談員が対応

*巡回相談

発達障がい等に関する知識を有する心理士等の専門員が保育所等への巡回訪問支援を行い、支援を担当する職員に助言を行う。また、個別相談日を開設し保護者相談にも応じる。

4 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

知的あるいは精神の障がい、認知症などのため、判断能力が不十分で社会生活に困難を伴う人の権利擁護を支援するため、知多地域4市5町で成年後見制度利用促進事業をNPO法人に委託して実施しています。障がいのある人については、支援期間が長期にわたる場合が多く、個人による後見よりも、法人による後見が望ましい体制であると考えています。

広く一般に成年後見制度の周知を図るためのフォーラムや、成年後見サポーターの養成講座、行政職員を対象とした研修会の開催などの普及啓発のほか、後見業務等の実施、後見等申立ての支援などを行っています。本計画では、相談件数を成年後見利用支援事業として表示します。

また、令和2年3月には、「第1期知多地域成年後見制度利用促進計画」を共同で策定し、さらなる権利擁護の充実を目指しています。国の基本計画により求められている中核機関⁶の整備を行う中で、法人後見支援事業の充実を図っていきます。

今後も引き続き成年後見フォーラムを開催するなど、市民に広く制度の周知を図るとともに、行政職員に対して研修を行い、制度の普及啓発を図ります。

◆成年後見利用支援事業の実績（相談件数）

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	333件	295件	300件

※令和5年度は見込み

◇成年後見利用支援事業の見込量（相談件数）

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数	300件	300件	300件

◆成年後見制度法人後見支援事業の実績

種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	未実施	実施	実施

◇成年後見制度法人後見支援事業の見込量

種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施

⁶ 中核機関…認知症や知的障がいなどで判断力が不十分な人を支援する成年後見制度で、利用者の相談窓口となり家庭裁判所など関係機関同士の調整役を行うなど、地域のネットワークを構築します。

5 情報・意思疎通支援事業

障害者総合支援法では、聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話などにより意思疎通を支援する者の派遣や手話通訳者の設置などの事業を行うこととしています。

また、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、障がいのある人等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、ICTを活用するなど、障がい特性に配慮した意思疎通支援を行います。

聴覚などに障がいのある人が、医療機関の受診や学校行事への参加などの際、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。また、市役所の窓口で手話通訳を必要とする人のため、週5日手話通訳者を配置しており、令和5年度から配置時間を5時間から7時間に拡大し、引き続き意思疎通支援の充実を図っていきます。

◆意思疎通支援事業の実績

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業				
	手話通訳者設置事業	1人	1人	1人
	手話通訳者派遣事業	94件	161件	170件
	要約筆記者派遣事業	10件	7件	10件

※令和5年度は見込み

◇意思疎通支援事業の見込量

種 別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業				
	手話通訳者設置事業	1人	1人	1人
	手話通訳者派遣事業	170件	170件	170件
	要約筆記者派遣事業	10件	10件	10件

6 日常生活用具給付等事業

障がいのある人が、自立して日常生活を送ることができるよう特殊寝台、入浴補助用具、視覚障がい者用拡大読書器、ストマ用装具などの生活用具を給付しています。直腸、ぼうこう機能障がいの人の増加などにより、給付は増加する見込みです。今後も利用者の生活実態に合わせた給付品目の見直しなどを行っていきます。

◆日常生活用具給付等事業の実績

(単位：件)

種 別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業			
介護・訓練支援用具	6	4	4
自立生活支援用具	11	7	7
在宅療養等支援用具	16	11	12
情報・意思疎通支援用具	9	7	10
排せつ管理支援用具	1,874	1,814	1,835
住宅改修費	1	0	5

※令和5年度は見込み

◇日常生活用具給付等事業の見込量

(単位：件)

種 別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業			
介護・訓練支援用具	4	4	4
自立生活支援用具	11	12	11
在宅療養等支援用具	29	25	22
情報・意思疎通支援用具	8	8	8
排せつ管理支援用具	1,874	1,896	1,918
住宅改修費	2	2	2

7 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいによりコミュニケーションに支障がある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員の養成事業を実施しています。

引き続き、手話奉仕員の養成を行うとともに、手話奉仕員登録者が手話を活用する機会の確保に努めます。

◆手話奉仕員養成研修事業の実績

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員登録者	8人	0人	12人

※各年度末現在

※手話奉仕員養成講座「入門編」及び「基礎編」を2年間にわたり受講した人のうち、希望者が手話奉仕員登録

◇手話奉仕員養成研修事業の見込量

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員登録者	0人	12人	0人

※各年度末現在

8 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

市町村ごとの任意事業ですが、近隣市町と利用基準などを調整して実施してきました。今後も利用しやすい制度を目指していきます。

◆移動支援事業の実績

(単位：人、時間)

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
身体障がい	身体介護有	人数	6	6	6
		時間数	805.0	774.5	808.5
	身体介護無	人数	0	0	0
		時間数	39.0	0	0
知的障がい	身体介護有	人数	35	45	48
		時間数	5,608.5	5,917.0	5,498.0
	身体介護無	人数	8	9	10
		時間数	829.0	773.5	772.5
精神障がい	身体介護有	人数	2	4	3
		時間数	431.0	325.5	264.0
	身体介護無	人数	1	0	0
		時間数	64.0	6.0	0
障がい児	身体介護有	人数	5	4	7
		時間数	611.5	754.0	703.5
	身体介護無	人数	0	1	1
		時間数	4.0	38.0	61.5
合 計		人数	57	69	75
		時間数	8,392.0	8,588.5	8,108.0
事業者数			29	30	30
うち市内(再掲)			9	9	9

※人数は各年度10月実績、令和5年度の時間数は見込み

◇移動支援事業の見込量

(単位：人、時間)

種 別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい	身体介護有	人数	9	9
		時間数	900	990
	身体介護無	人数	1	1
		時間数	30	30
知的障がい	身体介護有	人数	54	56
		時間数	5,840	6,050
	身体介護無	人数	14	15
		時間数	840	900
精神障がい	身体介護有	人数	5	5
		時間数	300	300
	身体介護無	人数	1	1
		時間数	60	60
障がい児	身体介護有	人数	9	9
		時間数	920	920
	身体介護無	人数	1	1
		時間数	60	60
合 計	人数	94	97	
	時間数	8,950	9,310	
事業者数		32	32	
うち市内(再掲)		9	9	

9 地域活動支援センター事業

身体・知的・精神に障がいのある人及びその家族、また、発達障がい、高次脳機能障害の診断を受けた人及びその家族を対象に、創作活動や生活力を高める活動・余暇・運動などのプログラムを提供します。

専門職員のもとで、当事者同士が自身の障がいについて学び、理解を深め合う活動やピアサポート⁷活動なども行っています。

◆地域活動支援センター事業の実績

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	168人	154人	200人
延べ利用人数	1,247人	1,234人	1,600人
実施か所数	1か所	1か所	1か所

※令和5年度は見込み

◇地域活動支援センター事業の見込量

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	210人	215人	220人
延べ利用人数	1,680人	1,720人	1,760人
実施か所数	1か所	1か所	1か所

◆ピアサポート活動の実績

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	480人	616人	650人

※令和5年度は見込み

◇ピアサポート活動の見込量

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数	680人	700人	700人

⁷ ピアサポート…「ピア」は英語の peer で、仲間、対等、同輩を意味し、同じような立場の人によるサポート、助け合いのことです。

10 その他の任意事業

任意事業として、本市では「日中一時支援事業」「訪問入浴サービス事業」「更生訓練費給付事業」「知的障がい者職親委託事業」及び「自動車運転免許取得・改造助成事業」を実施しています。

(1) 日中一時支援事業

施設などで日中の介護などを行うもので、短期入所事業などを実施している事業所又は専用の施設で、宿泊を伴わない日帰りでの利用を提供します。

サービスを提供する事業所が限られるため、事業を実施していない通所型の施設へ働きかけるなど実施体制の整備を図ります。

◆日中一時支援事業の実績

(単位：人、件)

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳以上	人数	37	41	32
	件数	2,054	1,530	1,683
18歳未満	人数	1	4	2
	件数	17	42	126
合 計	人数	38	45	34
	件数	2,071	1,572	1,809
実施か所数		20	20	20
うち市内(再掲)		3	3	3

※令和5年度は見込み

◇日中一時支援事業の見込量

(単位：人、件)

種 別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
18歳以上	人数	37	42	47
	件数	1,780	2,020	2,260
18歳未満	人数	3	4	4
	件数	150	200	200
合 計	人数	40	46	51
	件数	1,930	2,220	2,460
実施か所数		21	21	21
うち市内(再掲)		4	4	4

(2) 訪問入浴サービス事業

身体の障がいにより、入浴が困難な人で、生活介護などの事業所に通って入浴することが困難な人を対象に、自宅に簡易浴槽を設置して入浴をサポートする介護サービスを給付します。令和5年度から利用回数の上限を月4回から週2回に見直し、サービスの充実を図っています。

◆訪問入浴サービス事業の実績

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入浴利用者	7人	8人	8人
登録事業者	2事業者	2事業者	2事業者

※令和5年度は見込み

◇訪問入浴サービス事業の見込量

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入浴利用者	9人	9人	9人
登録事業者	2事業者	2事業者	2事業者

(3) 更生訓練費給付事業

身体に障がいのある人が就労移行支援事業などを利用し、社会復帰のための更生訓練を受けた場合に支給します。今後も身体に障がいのある人の就労移行支援事業などの利用が見込まれ、事業を継続します。

◆更生訓練費給付事業の実績

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生訓練対象者	0人	0人	1人

※令和5年度は見込み

◇更生訓練費給付事業の見込量

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
更生訓練対象者	1人	1人	1人

(4) 知的障がい者職親委託事業

知的な障がいのある人の雇用促進や職場定着を図るため、事業経営者などを職親として委託し、生活指導及び技能習得訓練などを行います。一般就労が困難な人が利用しており、今後も事業を継続します。

◆職親委託制度の実績

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
職親制度利用者	3人	3人	3人
職親数	2人	2人	2人

※令和5年度は見込み

◇職親委託制度の見込量

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
職親制度利用者	2人	2人	2人
職親数	1人	1人	1人

(5) 自動車運転免許取得・改造助成事業

身体に障がいのある人に、運転免許の取得費を助成する「自動車運転免許取得助成」、自動車のアクセル、ブレーキ、ハンドルなどの改造費を助成する「自動車改造費助成」を実施しています。今後も事業を継続し、身体障がい者の社会参加を推進します。

◆自動車改造費助成、自動車運転免許取得助成の実績

種 別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車改造費助成	2人	0人	1人
自動車運転免許取得助成	0人	1人	1人

※令和5年度は見込み

◇自動車改造費助成、自動車運転免許取得助成の見込量

種 別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車改造費助成	1人	1人	1人
自動車運転免許取得助成	1人	1人	1人



梅香る わたしたちの緑園都市

第7期知多市障がい福祉計画

令和6年2月策定

知多市福祉子ども部福祉課、子ども若者支援課
〒478-8601 知多市緑町1番地

電 話

福祉課 0562-36-2650 (直通)

子ども若者支援課 0562-36-2656 (直通)

F A X 0562-32-1010

U R L <https://www.city.chita.lg.jp>

E-mail

福祉課 fukushi@city.chita.lg.jp

子ども若者支援課 kodomo@city.chita.lg.jp